

## 講演会・カンファランス等のご案内

### 北九州地区小児科医会のご案内

#### 第551回（第49回北九州子どものこころ懇話会と合同）

日時：2018年11月14日（水）19:30～20:30

場所：小倉医師会館 4階会議室

演題：「こどものココロに寄り添う  
～“悩み”と“病”の見分け方～」

演者：北九州市立総合療育センター  
児童精神科 山口 若菜 先生

#### 第552回北九州地区小児科医会12月例会

日時：2018年12月18日（火）19:00～

場所：ステーションホテル小倉

演題1：「ロタウィルスについて乳幼児に於ける接種の  
必要性、並びに接種率向上の重要性、安全性」

演者：熊本地域医療センター 小児科部長 柳井雅明先生

演題2：「予防接種のリスクマネジメントについて  
弁護士立場から」

演者：仁邦法律事務所 弁護士・桑原 博道先生

※ 551回、552回ともに通常と曜日が異なりますので、  
ご注意ください。

### 産業医科大学カンファランス・セミナー

#### 産業医科大学小児科クリニカルカンファレンス

日時：2018年11月19日（月）19:00～

場所：産業医科大学大学2号館2階 2201教室

演題：高度高TG血症を呈する高カイロミクロン血症の  
診断と治療の実際

演者：産業医科大学小児科  
池上 朋未 先生、桑村 真美 先生  
齋藤 玲子 先生、山本 幸代 先生

#### 産業医科大学小児科セミナー

日時：2018年11月29日（木）18:00～

場所：産業医科大学大学2号館2階 2208教室

演題：2年間の産業医生活を振り返って  
～臨床・研究・産業医全部してみました～

演者：産業医科大学小児科 石井 雅宏 先生

#### 産業医科大学小児科クリニカルカンファレンス

日時：2018年12月17日（月）19:00～

場所：産業医科大学大学2号館3階 2302教室

演題：進行性ミオクローヌステんかん

演者：産業医科大学小児科  
柴原 淳平 先生、五十嵐 亮太 先生  
福田 智文 先生、石井 雅宏 先生

※12月はセミナーはお休みです

### その他講演会などのご案内

#### 発達障害支援Web講演

日時：2018年11月10日（土）17:00～

場所：総合保健福祉センター 2階講堂

演題：「MSPAの概説」

演者：京都大学大学院 人間・環境学研究科  
認知行動科学講座 教授 船曳 康子 先生

#### 第417回小倉小児科医会臨床懇話会

日時：2018年11月22日（木）19:00～

場所：国立病院機構小倉医療センター地域医療研修センター

演題1：「抗菌薬投与および絶食が原因と考えられた  
ビタミンK 欠乏症の一例」

演者：北九州市立総合療育センター小児科 藤田 弘之 先生

演題2：「当院におけるインフルエンザ院内感染対策  
の取り組み」

演者：北九州市立総合療育センター小児科 友納 優子 先生

#### 小児保健研究会推進委員会講演会

日時：2018年11月28日（水）19:00～

場所：ウェルとばた 中ホール

演題：「メディアが子どもに及ぼす影響とその対応  
～スマホを置いてふれあいの遊びを～」

演者：独立行政法人国立病院機構 九州医療センター  
小児科 佐藤 和夫 先生

## 保険診療メモ

### 小児かかりつけ診療料：ルールを守って算定しましょう

本年4月の診療報酬改定により、小児かかりつけ診療料（小か診）の届出を行うことで、初診時に機能強化加算と小児抗菌薬適正使用支援加算を算定できるようになったため、福岡県の届出数は前年度に比べ約1.7倍に増えました。そのためでしょうか、自院のかかりつけ患児が、初めて受診したと思われる近隣の小児科で小か診の同意書を取られた、などの苦情を聞くようになりました。今回は、繰り返しになりますが、小か診の算定ルールのいくつかを確認したいと思います。

（1）小か診の算定には、自院を4回以上受診していることが必要です。

「小か診は、当該保険医療機関を4回以上受診（予防接種の実施等を目的とした保険外のものを含む。）した未就学児（3歳以上の患者にあっては、3歳未満から小か診を算定しているものに限る。）の患者を対象とする。」とされています。予防接種や乳児健診で受診した回数も含めてよいため、保険診療の第1回目からの算定も可能です。保険外診療については通常の審査では確認できません。本当に4回以上受診したのかについては先生方の良識に任せられていますので、適正な算定をお願いいたします。

（2）小か診の算定には、書面による説明と同意が必要です。

「小か診算定の要件となる指導等を行う旨を患者に対して書面（筆者注：指導内容および書面例については厚生局HP等を参照）を交付して説明し、同意を得ること。」とされています。また、かかりつけ医として上記の指導等を行っている旨を外來受付等の見やすい場所に掲示していること、も要件です。

（3）小か診を算定できるのは、1人の患者につき1か所の保険医療機関です。

同意を得る際には、同意書に「小児かかりつけ診療料は1人の患者さんにつき1か所の医療機関が対象となっています。他の医療機関で同じ説明を受けた方は、署名する前にお申し出ください。」などと但し書きし、確認することが必要です。また、小か診の算定要件のひとつとして、かかりつけ医は「患者が受診している医療機関を全て把握する」こととされており、同意を得た後も、他院への受診状況について問診を行い、「かかりつけ医」を変更していないかを確認する必要があります。

（4）小か診を算定する医療機関では、抗菌薬の適正使用が求められます。

「小か診を算定する場合（小児科外來診療料も同様）、抗菌薬の適正な使用を推進するため、「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の普及啓発に資する取組を行っていること。」とされており、小児抗菌薬適正使用支援加算の算定の有無にかかわらず、全患者に対して抗菌薬の適正使用が求められます。初診時に抗菌薬を処方しなかった患児の大半で2回目の受診時に抗生剤を投与したり、年長児では高い割合で抗生剤を投与している医療機関が散見されます。「手引き」に準じた適正な投与であるのかをご確認ください。抗菌薬投与の頻度によっては、算定要件を満たさないとして診療報酬の返還を求められる可能性もあります。

（5）小か診は、3歳未満で算定を開始すれば就学前まで算定できます。

上記（1）に記載したとおり、3歳未満より小か診を算定している患児においては、小児科外來診療料とは異なり、3歳以上となっても小学校入学前まで算定が可能です（小児抗菌薬適正使用支援加算を含む）。しかし、3歳以降で一度でも出来高を選択した場合には、以後小か診の算定はできません。

「小児かかりつけ診療料」、「機能強化加算」、「小児抗菌薬適正使用支援加算」の組み合わせにより初診時に大きな増点となり、初診の多い小児科には有利です。しかし、算定要件を守らないと、先生方の肉体的・精神的なご負担が増えたとともに、医師同士で、または後日に嫌な思いをすることになります。算定ルールの遵守をよろしくお願いいたします。

（福岡県小児科審査員連絡会）

## 役員会報告 (11月1日：木曜日)

### 会員の異動

市川光太郎先生：平成30年10月11日ご逝去(享年68歳)  
会から献花と弔電を送りました。

★勤務医入会 (10月1日付)

【北九州市立八幡病院】

岡島祥憲 (東京都立小児総合医療センター)

### 協議事項・報告事項

会に先立ち市川光太郎先生 相談役のご冥福をお祈り申し上げ役員一同で黙祷をしました。

- ① 第55回北九州地区小児科医会総会 (平成31年1月20日)  
平成30年度総会に向けて調整を行っています。

### 委員会報告

1. 学術委員会報告：神菌淳司

今後の講演会の予定です。講演会一覧参照ください。

11月14日 (水) は北九州子どものこころ懇話会と合同で行われる予定です。曜日が通常と異なりますので、ご注意ください。

12月はワクチン関連で、ワクチン訴訟の問題などについて弁護士の先生に講演を依頼する予定です。曜日が通常と異なりますので、ご注意ください。